



発委第2号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年11月27日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 ささせ順子

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合の改定に関し、長久手市
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
ため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和54年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、市議会の_____	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、市議会の <u>議長、副議長、委員長(長久手市議会委員会に関する条例(昭和23年長久手村条例第8号(以下「委員会条例」という。))第2条に規定する常任委員会及び同条例第3条の4に規定する議会運営委員会の委員長をいう。以下同じ。)</u> 及び議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。
_____議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。	
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 議員活動 議員_____	(1) 議員活動 <u>議長、副議長、委員長及び議員(以下「議員等」と</u>

_____が長久手市議会定例会の本会議及び定例会の会期中に開かれる長久手市議会委員会に関する条例(昭和23年長久手村条例第8号)第1条に規定する委員会の会議(以下これらを「定例会」という。)に出席することをいう。

(2) (略)

(議員報酬)

第3条 _____議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 議員_____が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第5条 議員_____が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 (略)

(議員報酬の減額)

第6条 議員_____が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) (略)

2 (略)

_____いう。)が長久手市議会定例会の本会議及び定例会の会期中に開かれる委員会条例_____

_____第1条に規定する委員会の会議(以下これらを「定例会」という。)に出席することをいう。

(2) (略)

(議員報酬)

第3条 議員等の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 議員等が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第5条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 (略)

(議員報酬の減額)

第6条 議員等が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の165を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～5 (略)

(期末手当の減額)

第9条 基準日に、第6条第1項の規

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員等が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 議員等が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員等に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了した者等」という。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の170を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～5 (略)

(期末手当の減額)

第9条 基準日に、第6条第1項の規

定の適用を受けている議員の期末手当については、前条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額する。

(適用除外)

第10条 議員が次に掲げる事由により議員活動を行わない場合は、第6条及び前条の規定は適用しない。

(1)及び(2) (略)

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間（以下「処分期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2及び3 (略)

(期末手当の一時差止処分)

第12条 (略)

2 前条第1項又は前項の規定による一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき議員に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

定の適用を受けている議員等の期末手当については、前条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額する。

(適用除外)

第10条 議員等が次に掲げる事由により議員活動を行わない場合は、第6条及び前条の規定は適用しない。

(1)及び(2) (略)

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間（以下「処分期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2及び3 (略)

(期末手当の一時差止処分)

第12条 (略)

2 前条第1項又は前項の規定による一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき議員等に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第2条 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の167.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年第4回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順 序	区 分	氏 名	
1	個人	伊 藤 祐 司 議 員	12月8日(火) 6 人
2	個人	田 崎 あ き ひ さ 議 員	
3	個人	岡 崎 つ よ し 議 員	
4	個人	さ さ せ 順 子 議 員	
5	個人	木 村 さ ゆ り 議 員	
6	個人	山田けんたろう 議 員	
7	個人	野 村 ひ ろ し 議 員	12月9日(水) 5 人
8	個人	大 島 令 子 議 員	
9	個人	石じまきよし 議 員	
10	個人	川 合 保 生 議 員	
11	個人	加 藤 和 男 議 員	
12	個人	富 田 え い じ 議 員	12月10日(木) 5 人
13	個人	なかじま和代 議 員	
14	個人	わたなべさつ子 議 員	
15	個人	伊 藤 真 規 子 議 員	
16	個人	さ と う ゆ み 議 員	

令和2年第4回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 紹 介 議 員	審 議 結 果
第2号 11月13日		件 名 公共交通Nーバス有料化の中止に 関する請願 要 旨 Nーバスの65歳以上の運賃を100円 に有料化しないで下さい。	請願者 長久手市 [REDACTED] [REDACTED] 紹介議員 わたなべさつ子 大島令子	



公共交通Nーバス有料化の中止に関する請願書

令和2年11月13日

長久手市議会議長 青山直道 様

請願者

長久手市

紹介議員

長久手市議会議員

(代表) わたなべ さつ子

大島 令子

1 請願趣旨

長久手市は福祉政策の一環として、Nーバスの運行開始から約20年間「赤あったかあど」を携帯する65歳以上の運賃を無料にしてきました。しかし、令和3年4月から運賃を100円に有料化することを計画しています。

Nーバスの運行目的には「高齢者や子ども等の交通弱者の社会的参加の促進」と明記されており、これまで65歳以上の人の通院や買い物等、生活を支える足として活用されてきました。現在、無料乗車人数は利用者全体の約7割です。長久手市以外でも65歳以上の運賃が無料の自治体ではバスの利用頻度は高くなっています。名古屋市では敬老パスがあることによって、外出の回数と人数が増える、歩く歩数が増える、そのことによって経済効果をもたらすとの効果が公表されています。高齢者の経済状態は決して豊かではありません。往復200円の運賃になると外出数を減らすことにつながります。必要なものを買うことや、病院受診をためらうことになり結果として医療費の増額にもなりかねません。低所得者ほど深刻な影響をあたえます。

健康寿命を延ばし、生活基盤の安定のため、経済の循環を促がすことが必要です。

2 請願事項

Nーバスの65歳以上の運賃を100円に有料化しないで下さい。



令和2年第4回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第 1 号 11月11日		地元自治体との連携による経営 支援体制確立と地域商工業振興 に対する施策の拡充に係る陳情書	名古屋市中村区 愛知県商工会連合会 会長 長久手市 長久手市商工会 会長 副会長 副会長	



長久手市議会

議長 青山直道様

陳 情 書



令和2年11月11日

愛知県商工会連合会

名古屋市中村区

長久手市商工会

長久手市

日ごろは、中小企業の指導育成並びに商工会、商工会連合会の運営につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび県内57商工会の代表者が一堂に会して開催した「令和2年度商工会長会議」において、別添の内容について、満場一致で決議いたしました。

つきましては、私ども商工会、青年部・女性部を含め4万2千有余会員の総意をご賢察いただき、これらの決議事項実現のため、特段のご配慮を賜りますよう、ここに陳情申し上げます。

「地元自治体との連携による経営支援体制確立と 地域商工業振興に対する施策の拡充」

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援の 拡充

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの中小企業・小規模事業者が、先行きが見通せず、大きな不安感と危機感に覆われている。営業自粛要請による売上の大幅な減少などによる影響を受けた中小企業・小規模事業者が、廃業、倒産や経営の悪化がさらに深刻化した際には、景気が回復するまでの相当な期間においても事業が継続できるよう、事業者への助成金、給付金の拡充やプレミアム商品券などの地域内消費喚起に繋がる施策の早期実施が図られるよう要望する。

2 商工会の経営支援体制確立への配慮

小規模事業者支援法の改正に伴い、新たに法定経営指導員が創設された。この法定経営指導員は、県や市町村と連携した経営発達支援計画の策定や事業継続力強化支援計画などの実効性を高めるため配置されている。

一方で、商工会はイベントを含め社会一般の福祉の増進に資する事業の担い手としても地元行政からの期待が大きくなってきており、その事務量が年々増大していく中、これまで以上に人的・財政的負担が大きくなってきている。

ついては、商工会の使命である、小規模事業者に対する経営計画策定、実行支援を着実に行うことができるよう、地域振興事業については、別途十分な人的・財政的支援が行われることを要望する。

3 商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充

商工会は、地区内の小規模事業者を支援するため、地域密着型の巡回訪問の強化・拡充を徹底し、小規模事業者が抱える課題の把握と解決に向け積極的に取り組んでいる。

とりわけ、経営発達支援事業の実施及び事業継続力強化支援計画の策定については、商工会と自治体が密接な連携を図っていくことが重要なため、県の小規模事業経営支援事業費補助金の交付対象となっている商工会の人件費や事業費（事務局長設置費、記帳指導員等謝金等を含む）については、市の小規模事業対策補

助金として必ず交付対象になるよう見直すなど、地元行政と商工会が一体となって取り組む地域振興対策に係る予算とあわせ、十分かつ安定的に確保され確実に執行されるよう要望する。

4 小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興基本条例の早期制定と商工会との連携推進

国において、小規模企業の振興に特化した「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」が制定され、小規模企業振興に対する地方自治体の責務が明記されるなど、小規模事業者が地域に果たす役割が重要視されている。

愛知県においても、産業労働政策の大きな柱の一つとして「中小企業力の強化」を掲げ、中小企業の振興に注力することとされ、その具体的な取り組みの一つとして、平成24年10月に「愛知県中小企業振興基本条例」が制定された。

そのような中、県と市町村が商工会等と連携しながら小規模事業対策の一層の拡充強化を図っていくためには、市町村の重要施策の中に小規模企業振興を明確に位置づけることが極めて重要である。

したがって、すべての市町村が小規模企業振興基本条例を早期に制定し、以下の項目を盛り込むよう要望する。

- (1) 小規模事業者の振興について、「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」を位置づけること。
- (2) 市町村が小規模事業者の振興について5年間の基本計画を定めるよう明記し、政策の継続性・一貫性を担保しながら、その成果を報告・評価する仕組みを作ること。
- (3) 市町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携しながら小規模事業者に寄り添って支援する商工会の位置づけを明確にし、小規模企業施策の実施に必要な財政上の措置を講ずること。
- (4) 当然に商工会と地域全体の事業者との連携による地域づくりが不可欠であることから、スーパーやコンビニエンスストアなどのチェーンストア及び大型店等の積極的な商工会への加入を促すための規定を盛り込むこと。

5 市町村版・小規模事業者持続化補助金の創設

国の小規模事業者持続化補助金事業については、愛知県の商工会地域の事業者ニーズは非常に高く、令和元年度は489件の申請があり、うち428件が採択されているところである。この補助事業は、事業主に経営計画の重要性を認識させるとともに小規模事業者の販路開拓、雇用対策ひいては事業継続に対して非常に有

益な支援策となっているが、利用する事業者側にとっては制約が多いものとなっている。

そこで、販路拡大、売上の増加に取り組む事業者が、一層利用しやすい制度として多くの小規模事業者が活用できるよう、市町村独自の補助制度創設を要望する。

また、小規模事業者の一層の事務負担軽減のために、申請手続きについて簡素化が図られるよう講じられたい。

6 小規模事業者に対する金融支援策の充実

地域経済の担い手である小規模事業者が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、かつ厳しい経済環境の下、懸命な経営努力を続けている状況で、事業継続のため小規模事業者向けの金融支援施策を拡充強化することは極めて重要である。

したがって、金融機関が行う中小企業向けの融資において、借入に係る負担を軽減するための信用保証料助成や利子補給など、小規模事業者に特化した資金調達の利便性向上を図るための所要の策を講ぜられるよう要望する。

7 B C Pの普及促進に向けた支援

度重なる自然災害を踏まえて、中小企業・小規模事業者においても防災意識が非常に高まっている。

しかしながら、中小企業・小規模事業者のB C Pの策定状況は未だに低い水準に留まっている現状である。

災害発生時には産業のサプライチェーンが寸断し、日本経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されるなど、中小企業・小規模事業者の多くはB C Pの必要性を認識はしているものの、策定にあたっての十分なノウハウと財政的な余力がないことや人手不足などが要因であるものと想定される。

そのため、県内B C P策定を促進するためにも、中小企業・小規模事業者を対象としたB C P講習会を開催し、一層の啓発を図っていくとともに、B C P策定に取り組む事業所に対し、機器・器具等の導入を促進するための助成金制度や耐震化を図るための補助制度などの創設を要望する。

8 人手不足、生産性向上に対する支援の強化

働き方改革導入に伴い、企業活動の一層の効率化が求められる中、自力での企

業内環境整備は一層困難なものとなってきた。

そのため、小規模事業者が人材を確保するために、小規模事業者ならではの魅力を発信する取り組みへの支援や、女性、高齢者が安心して活躍できる職場環境の整備等生産性の向上を図るための支援策の強化を要望する。

また、人手不足を解消するため生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資への支援が図られるよう要望する。

9 地域商工会独自事業への助成

長久手市商工会が地域総合振興事業として実施している「ながくて商店街事業」及び「子ども商店街事業」は、地域に密着した事業として多くの市民から期待され、継続を願われている事業である。これらの事業を引き続き実施するために、市の財政的支援を要望する。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、事業者は新たな生活様式の導入などを迫られており、これまでどおりの事業活動では経営が厳しい現状にある。これに対しては、商工会による新たな地域活性化施策の実施が必要不可欠であるため、その原資となる長久手市商工業振興補助金の増額を要望する。

令和2年11月11日

愛知県商工会連合会

会 長



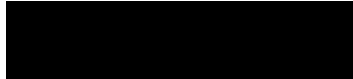
令和2年11月11日

長久手市商工会

会 長



副会長



副会長



令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年11月26日(木)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 意見書の処理結果について
- 2 議案の提出について
- 3 監査結果について
- 4 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 議案説明員について

第4 議案第69号令和2年度長久手市一般会計補正予算（第8号）から議案第77号長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまで
（議案の上程、提案者の説明）

第5 議案第77号
（議案に対する質疑、委員会付託）

第6 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年11月27日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議案等の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 議案第77号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第4 請願第2号公共交通Nーバス有料化の中止に関する請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第5 議案第69号から議案第76号まで及び請願第2号
(議案等に対する質疑、委員会付託)
- 第6 発委第2号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和2年12月8日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

伊 藤 祐 司	議員
田 崎 あ き ひ さ	議員
岡 崎 つ よ し	議員
さ さ せ 順 子	議員
木 村 さ ゆ り	議員
山田けんたろう	議員

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年12月9日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

野村ひろし 議員

大島 令子 議員

石じまきよし 議員

川合保生 議員

加藤和男 議員

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年12月10日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

富田 え い じ 議員

なかじま和代 議員

わたなべさつ子 議員

伊藤 真 規 子 議員

さとう ゆ み 議員

令和2年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和2年12月18日（金）午前10時開議

- 第1 議案第69号から議案第76号まで及び請願第2号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

総務くらし建設委員会

令和2年11月26日

議案番号 件 名

議案第77号 長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案番号	件 名
------	-----

議案第72号	長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------------

議案第74号	愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
--------	---

議案第75号	尾三消防組合理約の変更について
--------	-----------------

請願第2号	公共交通Nーバス有料化の中止に関する請願
-------	----------------------

令和3年第1回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和3年2月18日～3月18日 29日間)

日次	月 日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	2月18日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	2月19日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	2月20日	土		休 会
第4日	2月21日	日		休 会
第5日	2月22日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	2月23日	火		休 会
第7日	2月24日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	2月25日	木	午前9時30分	常任委員会
第9日	2月26日	金	午前9時30分	常任委員会
第10日	2月27日	土		休 会
第11日	2月28日	日		休 会
第12日	3月1日	月		予 備 日
第13日	3月2日	火		予 備 日
第14日	3月3日	水		休 会
第15日	3月4日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	3月5日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第17日	3月6日	土		休 会
第18日	3月7日	日		休 会
第19日	3月8日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第20日	3月9日	火		予 備 日
第21日	3月10日	水		休 会
第22日	3月11日	木	午前9時30分	予算決算委員会
第23日	3月12日	金		予 備 日
第24日	3月13日	土		休 会
第25日	3月14日	日		休 会
第26日	3月15日	月		休 会
第27日	3月16日	火	午前10時	議会運営委員会
第28日	3月17日	水		休 会
第29日	3月18日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

2月 4日(木) 午前10時 議会運営委員会

2月 8日(月) 午前 8時30分から 2月 9日(火) 正午まで
一般質問通告受付

2月 9日(火) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

2月16日(火) 午前10時 議会運営委員会